

## 平取町二地域居住促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 平取町への移住・二地域居住を希望する者に対し、一定期間二地域居住および柔軟な働き方などの新たな生活様式を体験できる機会を提供することで、移住・交流の推進を図り地域の活性化を実現することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 二地域居住拠点 生活用品、家具、電化製品、付帯設備などを備え、この要綱の趣旨に基づき使用できるよう町が貸し出す住居をいう
- (2) 居住者 平取町以外に在住し、本事業を利用する個人  
(名称及び位置)

第3条 二地域居住拠点は、以下のとおり設置する。

名 称	区 分	位 置
二地域居住拠点	1号	平取町振内町 24番地 2、24番地 3 TTK house 101号
	2号	平取町振内町 24番地 2、24番地 3 TTK house 102号

### (入居資格)

第4条 居住者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 平取町への移住・定住・二地域居住を希望する者
- (2) 生活費等の支払能力がある者
- (3) 居住者と同等以上の所得がある連帯保証人1名の引受承諾を得た者
- (4) 居住者および居住者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び平取町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第11号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと
- (5) 二地域居住拠点の基本的な維持管理を適切に実施できる者
- (6) 平取町および町関係者が実施する事業に協力できる者
- (7) 事故等に備え、個人賠償責任保険および借家人賠償責任保険に自己の負担にて加入する者

2 町長は前項の規定にかかわらず、第1条の目的を考慮して入居資格の特例を設けることができる

### (貸付期間)

第5条 二地域居住拠点の貸付期間は、同施設を優先して利用する新規就農者が入居を申し出るまでの期間もしくは入居日から起算して2年以内のいずれか短い方の期間とする。貸付期間に満たない中途解約は原則出来ないこととする。

2 町長は、第1項の規定にかかわらず、町長が認める特別な事情があるときは、貸付期間を短縮することができる。

(入居者の募集の方法)

第6条 二地域居住拠点の入居者募集は原則、公募によるものとする。

(入居申込み及び決定)

第7条 第4条に規定する入居資格のある者で、二地域居住拠点に入居を希望する者(以下、「申込者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添えて二地域居住拠点入居申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

(1) 申込者及び同居親族の住民票の謄本又は抄本(外国人にあつては、登録原票記載事項証明書)

(2) 申込者およびその連帯保証人の収入を証する書類の写し(公的機関が発行する所得証明書、源泉徴収票等)

(3) 連帯保証人1名が連署、実印を押印した入居申込書及び当該印鑑登録証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、申込者数が二地域居住拠点の戸数を超える場合においては、公正な方法で選考し居住者を決定することができる。

3 町長は、第1項の規定による申込者を二地域居住拠点の居住者と決定したときは、その旨を二地域居住拠点居住者決定通知書(様式第2号)により当該申込者に対して通知するものとする。

(契約・入居手続)

第8条 町長は、入居の決定を受けた者と二地域居住拠点定期利用契約書(様式第3号。以下「契約書」という。)により、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約を締結しなければならない。

2 町長は、前項の規定による契約を締結するときは、法第38条第2項の規定により、次に掲げる事項を説明するとともに二地域居住拠点定期利用契約の説明書(様式第3号の2。以下「説明書」という。)を2部交付するものとする。

(1) 契約の更新がないこと

(2) 貸付期間の満了により契約は終了すること

(3) 契約の中途解約は原則認められないこと

(4) いかなる場合においても立ち退き料、移転料等の請求ができないこと

(5) その他必要な事項

3 前項の説明書の交付を受けた入居の決定を受けた者は、当該説明書に説明を受けた旨を確認のため記名押印のうえ、その1部を町長に提出しなければならない。

(貸付料)

第9条 二地域居住拠点の貸付料は、月額10,000円とする。

2 第1項の貸付料は、毎月1日(月の途中で入居するときは入居日)までに、その月分を町長が発布する納入通知書により納入しなければならない。ただし月の途中で入居を開始する日が、当該月の1日から15日までの場合は、1ヶ月分の貸付料とし、16日から末日まで場合は、月額貸付料の2分の1の貸付料をもって、当月分の貸付料とする。

また、退去する日が、当該月の1日から15日までの場合は、月額貸付料の2分の1とし、16日から末日まで場合は、1ヶ月分の貸付料をもって当月分の貸付

料とする。

- 3 町長は、第 1 項の貸付料を納期限までに納入しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 4 居住者は第 3 項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までに、その納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(指定納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。
- 5 町長は特別の理由があると認めるときは、貸付料を減免することができる。
- 6 第 1 項により納付した貸付料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 7 前項の規定により貸付料を還付する場合の還付割合は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 天災事変、その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなった場合 既に納付した貸付料から貸付け済み期間分の貸付料を差し引いた差額の 100 分の 100
  - (2) 町長が特に必要と認め、貸付期間を短縮した場合 既に納付した貸付料から貸付け済み期間分の貸付料を差し引いた差額の 100 分の 100
  - (3) その他止むを得ない事由により町長が特に認めた場合 その都度還付割合を決定  
(敷金)

第 10 条 町長は、入居者から貸付料の 3 ヶ月分を敷金として徴収するものとする。

- 2 前項に規定する敷金は、入居者が二地域居住拠点を立ち退くときは、退去の翌日から起算して 30 日以内に無利息でこれを還付する。ただし、貸付料の滞納、損害賠償、その他の債務の不履行が存在するときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除する。

3 入居者は敷金の返還請求権を第三者に譲渡又は委任できないものとする。

(修繕の義務)

第 11 条 居住者は、二地域居住拠点の構造上重要でない部分(電球・蛍光灯の取り換え、電池・消耗品の取り換え、交換など)の費用が軽微なものの修繕を実施し、又はその費用を負担する。

- 2 居住者の責めに帰すべき理由によって修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず居住者は、町長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担する。

(居住者の費用負担)

第 12 条 居住者は次の各号に掲げる費用を負担する。

- (1) 前条第 1 項及び第 2 項の修繕に要する費用
- (2) 電気料、水道使用料、雑排水処理施設使用料、灯油代金、放送受信料、インターネット回線使用料およびその他居住者が負担すべき費用
- (3) 汚物及び浄化槽の清掃および検査に要する費用
- (4) 衛生、防火、防犯、町内会費等およびその他居住者が負担すべき費用

- (5) 個人賠償保険および借家人賠償保険の保険料
- (6) 退去時の室内清掃等に要する費用
- (7) 敷地内における除排雪、除草及び除虫などの費用
- (8) 町長が前各号に準ずると認めた費用

(遵守事項)

第 13 条 居住者は、第 9 条 1 項に規定する貸付料を納付した後に町長から二地域居住拠点を借り受けるものとする。この場合において居住者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 居住者は、入居するときに町長が指定した職員の立会を受けること
- (2) 留守や就寝時には施錠するなど、当該住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは速やかに町長に報告しなければならない
- (3) 火気の取り扱いに注意するとともに、水道等の凍結に配慮すること。また、備付の備品及び什器類等については適切に取扱うこと
- (4) 居住者は、当該住宅若しくは設備または備品等を破損、汚損、滅失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (5) 居住者は、当該住宅及び敷地周りを適正に管理すること
- (6) ゴミは決められたルールに従い排出すること
- (7) 居住者は、貸付期間が満了したときは、居住者の負担により清掃を行うとともに、ただちに当該住宅の鍵を町長に返却すること
- (8) その他、当該住宅の使用に関し町長が必要と認める事項。

(居住者の保管義務)

第 14 条 居住者は、二地域居住拠点および敷地について、あくまでも現状での使用を基本とし、生活環境等で生じる管理対処は自ら行うものとする。また、必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持しなければならない。

(禁止行為)

第 15 条 居住者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 町長の許可なく二地域居住拠点を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること
- (2) 二地域居住拠点の用途を変更すること
- (3) 二地域居住拠点を模様替えし、または増築すること
- (4) 深夜等に騒音を出し、周辺の住民に迷惑を及ぼすこと
- (5) 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で町長の承諾を得た場合はこの限りではない
- (6) 暴力的な行為を行い、他人に不安を感じさせること
- (7) 町長の承諾を得ずに二地域居住拠点の敷地内に工作物を設置すること
- (8) 政党又は政治活動を行うこと
- (9) 宗教団体活動を行うこと
- (10) 貸金又は消費者金融事業を行うこと
- (11) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、催眠商法、その他これらに類する方法で商品を販売する活動を行うこと

(12) 消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっている活動を行うこと

(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業（専ら飲食を主体とする食堂及びレストラン等の営業を除く。）、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行うこと

(14) 法令等に違反する活動、公序良俗に反する活動又は、そのおそれのある活動を行うこと

(15) 人権侵害となる活動又は、そのおそれのある活動を行うこと

(16) 前各号に準ずると認められる行為を行うこと

2 居住者は、前項第 3 号及び第 7 号に掲げる行為をしたときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない

（同居者の変更）

第 16 条 二地域居住拠点の居住者は、入居決定の際に同居を認められた者以外の者を居住させようとするときは二地域居住拠点入居者変更承認申請書（様式第 4 号）に必要書類を添えて町長に申請し、承認を得なければならない。ただし、居住者である二地域居住拠点定期利用契約における契約者本人は、変更できない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、同居者の変更を承認したときは、二地域居住拠点入居者変更承認通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により同居者の変更若しくは新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、第 1 項の承認をしてはならない。

（居住者の承継）

第 17 条 居住者が死亡した場合、その死亡時に居住者と同居していた者が、貸付期間内において、引き続き二地域居住拠点に居住しようとするときは、二地域居住拠点居住承継承認申請書（様式第 6 号）により、町長に届出なければならない。

2 居住者は、貸付期間内において連帯保証人を変更する場合又は連帯保証人に変更事項が生じたときは、連帯保証人が実印を押印した二地域居住拠点連帯保証人変更承認申請書、又は住所等変更届（様式第 7 号）及び様式に記載のある必要書類を提出しなければならない。

（退去手続）

第 18 条 居住者は、二地域居住拠点を退去しようとするときは、その 15 日前までに二地域居住拠点退去届出書（様式第 8 号）により町長に届け出て、町長が指定した職員の検査を受けなければならない。

（入居決定の取り消し・明渡し請求等）

第 19 条 町長は、居住者が次の各号のいずれかに該当する場合は、居住者に対して入居決定の取り消し又は、当該住宅の明け渡しを請求することができる。

(1) 第 4 条に規定する入居資格を失ったとき

(2) 不正の行為によって入居したとき

(3) 故意に二地域居住拠点を損傷したとき

(4) 貸付料を 3 ヶ月以上滞納したとき

- (5) 第5条に規定する貸付期間が満了したにも関わらず明け渡しを遅延したとき
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定に基づき入居決定の取り消し又は、当該住宅の明け渡し請求を受けた居住者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において居住者は、当該請求を受けた日の翌日から明け渡しの日までの家賃の2倍に相当する額の賠償金を納付しなければならない。

(意見の聴取)

第20条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員、反社会的勢力であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

- (1) 第7条の規定により二地域居住拠点の居住者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者および当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族等
- (2) 第16条第2項の承認をしようとする場合 新たに同居させようとする者
- (3) 第17条第1項の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び承認を得ようとする者と現に同居する者

2 町長は、二地域居住拠点の管理のため特に必要があると認めるときは、二地域居住拠点の居住者および同居者が暴力団員、反社会的勢力であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(勧告)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、二地域居住拠点の管理に著しい支障があると認めるときは、居住者に対し二地域居住拠点の明け渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- (1) 第12条に規定する費用を負担しないとき
- (2) 第13条、第14条及び第15条の規定に違反したとき

(特殊物品の搬入)

第22条 居住者は、二地域居住拠点に入居するにあたって、特殊物品を搬入しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第23条 居住者は、故意又は過失により二地域居住拠点、附帯設備又は貸与品等を損傷、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 居住者は、二地域居住拠点、附帯設備又は貸与品等を損傷、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

3 第1項に規定する損害の賠償額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損傷 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に相当する額
- (3) 前2号以外 町長が定める額

(事故免責)

第24条 町長は、二地域居住拠点が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該二地域居住拠点内、または敷地内で発生した事故に対して、その責任を負わない

ものとする。

(管理の代行)

第 25 条 町長は、二地域居住拠点の設置目的を効果的に達成するため、二地域居住拠点の管理の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第 26 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

二地域居住拠点入居申込書

申込者	本籍地(国籍)					氏名	ふりがな			
	現住所						⑩			
	電話	自宅	勤務先							
二地域居住拠点に入居する者等	氏名		続柄	生年月日	年齢	職業	勤務先の名称所在地	勤続年数	年間所得	
	入居者	ふりがな			・	・			・	
		同居する親族	ふりがな			・	・			・
	ふりがな			・	・			・		
	ふりがな			・	・			・		
	別居扶養親族	ふりがな			・	・			・	
		ふりがな			・	・			・	
		ふりがな			・	・			・	
	入居希望等	第1希望			第2希望					
		備考								
収入計算表										
【入居希望者】					【連帯保証人】					
1 所得 =					1 所得 =					
=					=					
=					=					
所得合計 =					所得合計 =					
2 控除額					2 控除額					
同居・扶養控除額 万円 × 人 =					同居・扶養控除額 万円 × 人 =					
その他の控除額					その他の控除額					
( ) 万円 × =					( ) 万円 × =					
( ) 万円 × =					( ) 万円 × =					
( ) 万円 × =					( ) 万円 × =					
( ) 万円 × =					( ) 万円 × =					
( ) 万円 × =					( ) 万円 × =					
( ) 万円 × =					( ) 万円 × =					
控除額合計 円					控除額合計 円					
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。										



申し込みに必要な書類（○印がついている書類を用意してください。）

- 1 申込者及び同居親族の住民票謄本又は抄本（外国人にあつては、登録原票記載事項証明書）
- 2 申込者及びその連帯保証人の収入を証する書類の写し（所得証明書、源泉徴収票等）
- 3 健康保険証
- 4 その他

[ ]

二地域居住希望事由等

○平取町との二地域居住を希望する事由

[ ]

○二地域居住期間中に生活費等を確保するための収入手段

[ ]

現在の住宅状況	住宅状況	家族と同居・別居（同居の場合家族数 人）		
	居住している住宅の種類	実家・公営住宅・借家・間借・アパート・自宅・その他（ ）		
	家主の住所		住宅の間取	
	家主の氏名		月額家賃	

この申込みについては、次のことを誓約します。

- 1 この申込書に記入した事項及び添付した書類については、すべて事実に相違ありません。
- 2 この申込書の記載事項及び添付した書類が事実と相違するときは入居決定の取り消しを受けても異議を申し立てません。
- 3 この申込書に記入している住居状況及び添付した書類等について実態調査（住所地への各種照会等を含む）をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。
- 4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和 年 月 日

平取町長 遠藤 桂 一 様

申込者 住所 氏名 ⑩

連帯保証人 住所 氏名 ⑩

生年月日 年 月 日  
電話番号 - -  
申込者との関係